ホームページでも他のセミナー詳細がご覧いただけます(セミナーのお申込もできます) http://www.kinyu.co.jp

回覧				
----	--	--	--	--

# 租税条約の「読み方」とその活用例

~国際的タックスプランニングに不可欠なツールの獲得~

まずらびるゆき 弁護士法人淀屋橋・山上合同 講師 **木村浩之** 氏 弁 護 士

日時 平成29年4月27日(木)午後2時00分~午後5時00分

租税条約は国際企業にとって二重課税の問題を避け、税負担を軽減するための国際的タックスプランニングに不可欠なツールです。これを活用することは海外投資や海外事業を展開するうえで必須といえます。

ところが、租税条約は国内税法に精通する者でも正しく読み解くことは 困難といっても過言ではありません。それは、租税条約の文言や構造が複 雑で技術的であるにもかかわらず、適切な学習の機会が乏しいことに起因 します。

本セミナーでは、そのような租税条約の「読み方」について、豊富な図表・具体例を用いて、基礎から体系的に解説します。そのうえで、租税条約の活用例をわかりやすく解説します。

本セミナーを受講することで、実際に租税条約の条文を読むことが容易になり、租税条約を積極的に活用できるようになることが狙いです。

## 1 租税条約の読み方 一総論ー

- (1) 租税条約の意義
- (2) 租税条約の基本的な「働き」と仕組み
- (3) 租税条約の適用にあたっての基本ルール

### 2 租税条約の読み方 -各論-

- (1) 事業所得条項
- (2) 投資所得条項(配当、利子、使用料)
- (3) その他の所得条項
- 3 租税条約の活用例

~質疑応答~

【講師紹介】平成17年3月 東京大学法学部卒業

平成 21 年 11 月 国税庁(法人課税課源泉国際係長)退官

平成 22 年 12 月 弁護士登録 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所 (専門:税務)

平成 28年8月 ライデン大学(オランダ)国際租税法上級プログラム修了

租税条約をはじめとした国際税務の専門弁護士。国内における勤務のみならず、平成 28 年 7 月から同年 11 月までオランダの法律事務所(Buren N.V.)にて、同年 12 月から平成 29 年 3 月までシンガポールの会計事務所(KPMG Singapore)にて、それぞれ国際的タックスプランニングに従事。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会

■後援 金融財務研究会

http://www.kinyu.co.jp

Facebook: http://www.facebook.com/keichoken

Twitter: https://twitter.com/#!/keichoken

Blog: http://keichoken.blogspot.com/



開催日

平成29年4月27日(木)

14:00~17:00

会 場

茅場町·グリンヒルビル 金融財務研究会本社 セミナールーム

東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 TEL 03-5651-2030

地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅 6番出口より徒歩1分

(開場は開演の30分前です。)

**参加費** 1名につき34,600円 (消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいた

だいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合は その旨ご記入下さい。

申 込 先

経営調査研究会 ホームページ http://www.kinyu.co.jp/

申込方法

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリンヒルビル TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005 ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申込いただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下

記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が 2,000 円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いいたします。)ご記入いただきました個人情報は、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座|

#### 普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱東京 UFJ 銀行八重洲通支店0602180三井住友銀行東京中央支店3207281みずほ銀行京橋支店1813877三菱 UFJ 信託銀行日本橋支店1979947

------ 切らずにこのままお送り下さい

FAX 03-5695-8005

月

日

平成29年

渋澤プレイス

■三菱東京 \*UFJ銀行 ATM

■ スマイル ■ ホテル日本橋

永代通り

東西線・茅場町駅

第二部分会員

ヒルック 茅場町

永代通り

内藤証券

消防署●

公園

交番

製粉会館

租税条約の「読み方」とその活用例 4 / 2 7

## ◆参加申込書◆

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会 社 名	E-Mail	FAX
	所 在 地	Ŧ	
	参加者ご氏名		部課名
	<i>II</i>		"
	"		II .
	"		"
*セミナーコード 0807 (Law-290807)	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。